主 文

本件仮処分申請を却下する。訴訟費用は申請人の負担とする。

理 由

ー 申請の趣旨及び理由

ニ 当裁判所の判断

申請人は、本件仮処分申請における被保全権利として、申請人の被申請人に対する団体交渉請求権というものを挙げ、それが憲法二八条及び労働組合法七条二号にもとづくものであると主張する。

でまた、労働組合法は、使用者が団体交渉をすることを正当の理由なくて拒むことを不当労働行為として禁止し(七条二号)、この不当労働行為に対して団体交渉に応ずべきことを命ずることによりその救済の制度に対して団体交渉に応ずべきことをのではは、当日、日本の教育のを関係しない使用者に対しては刑罰又は過料の制度は、これにより使用者が団体交渉の不当な拒否をしてはならないというの義務を負い、かつ、これにつきるものというであるのではないとはでいる。したがつて、被申請人との団体交渉を不当に拒否していると仮定との表務が発生する筋合ではないといわなければならない。

申請人が主張するような団体交渉請求権というものの実定法上の根拠はさらにない。それにもかかわらず、団体交渉の不当な拒否に対して、労働委員会による救済とは別途に、直接に裁判上の本案請求又は仮処分申請により団体交渉の拒否禁止又

は応諾を求めうるものとすることは、憲法上保障される団体交渉権の権利性をどう 把握し、いわゆる団体交渉請求権なるものに対応すべき使用者の債務の給付内容を いかに特定するか、そして団体交渉の履行を法律上強制することの能否並びにその 履行を裁判上強制してみたところではたして実効性を確保しうるかなどといつたい くたの難関を飛躍して法律上の争訟に短絡させるものであつて、不当労働行為制度 上裁判所と労働委員会とがそれぞれ分担する手続及び機能を不明確なものにする虞 れがあり、現行民事訴訟法の原点に立ち返つて手続及び機能を醇化すべきであると する視座からしてにわかに賛同しがたい。

よつて、本件仮処分申請は不適法であるから、これを却下することとし、訴訟費用の負担につき民訴法八九条を適用して、主文のとおり決定する。 (裁判官 中川幹郎 原島克己 大喜多啓光)